

ようこそサン・ポートへ！！

視察資料

令和5年度版

◎施設概要	
施設名称	廃棄物再生処理センター「サン・ポート」
施設場所	福岡県朝倉郡筑前町栗田8番地3
敷地面積	約64,000㎡ (参考: ペイペイドーム72,000㎡)
稼働開始	平成15年4月
構成団体	1市2町1村 (朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町)
	人口 約9.7万人 世帯数 約4万世帯
従業員数	全施設約66人 (事務局6、工房棟5、ごみ処理施設28、プラザ27)

◎ごみ処理施設	
処理能力	120t (60t×2炉) / 24時間
処理方式	高温ガス化直接熔融炉 (炉温1,600~2,000度)
余熱利用	発電設備 (1,880kw) 場内空調、給湯

◎リサイクルプラザ	
処理能力	30t / 5時間
選別種類	粗大ごみ、硬金属類、雑物、缶類、ビン類、ブロック等 古紙 (新聞紙・雑誌・段ボール)、古布、紙製容器包装 容器包装プラスチック、紙パック、ペットボトル、有害ごみ

◎ごみ処理の状況	
収集車搬入台数	1日約58台 (4市町村R5年度見込み 1日約53台)
ごみ搬入量	1日平均87.7t、年間31,786t (4市町村R5年度見込み 1日平均77t、年間28,148t)
ごみ処理経費	約49,618円/t 約13,799円/人 ※令和4年度歳出決算額による
処理後溶融物	スラグ (約2,715t/年) メタル (約334t/年) 飛灰 (約776t/年)
資源物搬出量	約634t/年 約33,584千円/年
主な売払額	アルミ缶 46.73t/年 12,084,017円/年 スチール缶 24.60t/年 1,365,384円/年 破碎アルミ 31.21t/年 3,491,257円/年 破碎スチール 283.15t/年 12,375,232円/年 2級鉄 54.28t/年 2,176,078円/年 スプリング 6.21t/年 27,324円/年 新聞紙 4.23t/年 122,320円/年 雑誌 17.49t/年 362,310円/年 段ボール 16.86t/年 383,538円/年 紙パック 4.57t/年 52,857円/年 古布類 0t/年 0円/年 ペットボトル 109.89t/年 1,144,383円/年

(* 令和4年度 実績)

○リサイクル工房

活動内容：環境について学習する機会を提供すると共に、家具類・自転車等を中心に再生し定期的にリサイクル品展示会を開催し、再利用とゴミの減量化を進めるリサイクル活動を目的としています。

令和4年度リサイクル品入札会開催状況

開催日	6月	9月	12月	3月	合計
展示品(点)	308	291	298	292	1,189
票数(入札)	1,488	1,129	1,216	1,349	5,182
落札額(円)	610,400	678,710	576,790	686,940	2,552,840

展示品:家具類(ベッド・タンス・机・テーブル等)・自転車類・その他(掛け時計・本・小物類)

※展示会について、令和元年12月から(オークション形式)による入札会に移行しています。

○令和4年度ごみ搬入状況

市町村名及び人口	種別	可燃ごみ (t)	粗大ごみ (t)	資源ごみ (t)	合計 (t)	一人当たり排出量 (g/日)
朝倉市	50,273	13,797.45	1,205.98	818.84	15,822.27	862
東峰村	1,899	396.65	16.20	41.85	454.70	656
筑前町	29,591	6,917.52	778.18	437.85	8,133.55	753
久留米市(北野地区)	17,015	3,404.19	46.98	186.57	3,637.74	586
大刀洗町	15,521	3,229.65	300.66	207.39	3,737.70	660
合計	(人) 114,299	27,745.46	2,348.00	1,692.50	31,785.96	(平均) 762

※令和2年国勢調査人口

○令和4年度排ガスの測定結果

項目\区分	測定値	※1計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備考	
					測定箇所	測定年月日
窒素酸化物濃度	51 ppm	100 ppm 以下	250 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月18日
	42 ppm				2号煙突	7月13日
	58 ppm				1号煙突	10月5日
	62 ppm				2号煙突	1月11日
硫黄酸化物濃度	4.8 ppm	50 ppm 以下	※2K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月18日
	1.6 ppm				2号煙突	7月13日
	3.0 ppm				1号煙突	10月5日
	5.1 ppm				2号煙突	1月11日
一酸化炭素濃度	5 ppm	30 ppm 以下	30 ppm 以下	※3新ガイドライン	1号煙突	5月18日
	7 ppm				2号煙突	7月13日
	2 ppm				1号煙突	10月5日
	7 ppm				2号煙突	1月11日
塩化水素濃度	22 ppm	50 ppm 以下	430 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月18日
	19 ppm				2号煙突	7月13日
	23 ppm				1号煙突	10月5日
	19 ppm				2号煙突	1月11日
ばいじん濃度	※5<0.001 g/Nm ³	0.02 g/Nm ³ 以下	0.08 g/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月18日
	※5<0.001 g/Nm ³				2号煙突	7月13日
	※5<0.001 g/Nm ³				1号煙突	10月5日
	※5<0.001 g/Nm ³				2号煙突	1月11日
ダイオキシン類濃度	0.00004 ng-TEQ/lm ³	0.05 ng-TEQ/lm ³ 以下	0.1 ng-TEQ/lm ³ 以下	※3新ガイドライン	1号煙突	5月18日
	0.0078 ng-TEQ/lm ³				2号煙突	7月13日
	0.00041 ng-TEQ/lm ³			※4DXN特別措置法	1号煙突	10月5日
	0.00028 ng-TEQ/lm ³				2号煙突	1月11日
水銀濃度	0.24 μg/Nm ³	—	50 μg/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	5月18日
	0.15 μg/Nm ³				2号煙突	7月13日
	0.46 μg/Nm ³				1号煙突	10月5日
	0.071 μg/Nm ³				2号煙突	1月11日

注記：上記濃度はすべてO₂濃度12%換算値とします。

※1：計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。

※2：硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。

※3：法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのことです。

※4：法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のことです。

※5：<0.001は、定量下限値未満を示しています。